

## 平成18年度実施の特定保険医療材料の機能区分見直し（案）について

### 1 見直しの趣旨

現行の機能区分については、臨床上的利用実態を踏まえる等の観点から、必要に応じ見直しを行うこととしているが、次の観点から見直す区分を選定し実施する。

- ① 臨床上的利用実態に関するもの
- ② 機能区分の簡素化に関するもの
- ③ 新規の医療材料の評価に関するもの

### 2 見直しの概要

6分類について見直しを行う（うち1分類は重複）

①の観点から見直しを行った分類	4分類
②の観点から見直しを行った分類	1分類
③の観点から見直しを行った分類	1分類

特定保険医療材料の機能区分見直し等（案）

① 臨床上的利用実態に関するもの

医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料

006 在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。）

（1）ダイアライザー

- ①和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅰ）
- ②和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅱ）
- ③和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅰ）
- ④和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅱ）
- ⑤特定積層型

→

006 在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。）

（1）ダイアライザー

- ①和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅰ）
- ②和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅱ）
- ③和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅲ）
- ④和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅳ）
- ⑤和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満）（Ⅴ）
- ⑥和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅰ）
- ⑦和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅱ）
- ⑧和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅲ）
- ⑨和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅳ）
- ⑩和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型（キール型）（膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上）（Ⅴ）
- ⑪特定積層型

<見直し理由>

膜の性能により手根幹症候群等の長期透析合併症の発症率が異なることから、 $\beta_2$ -ミクログロブリンクリアランスの値による分類を、それぞれ2段階から5段階に拡張する。

医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）

041 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）

(1) ダイアライザー

- ①和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(I)
- ②和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(II)
- ③和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(I)
- ④和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(II)
- ⑤特定積層型

→

041 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）

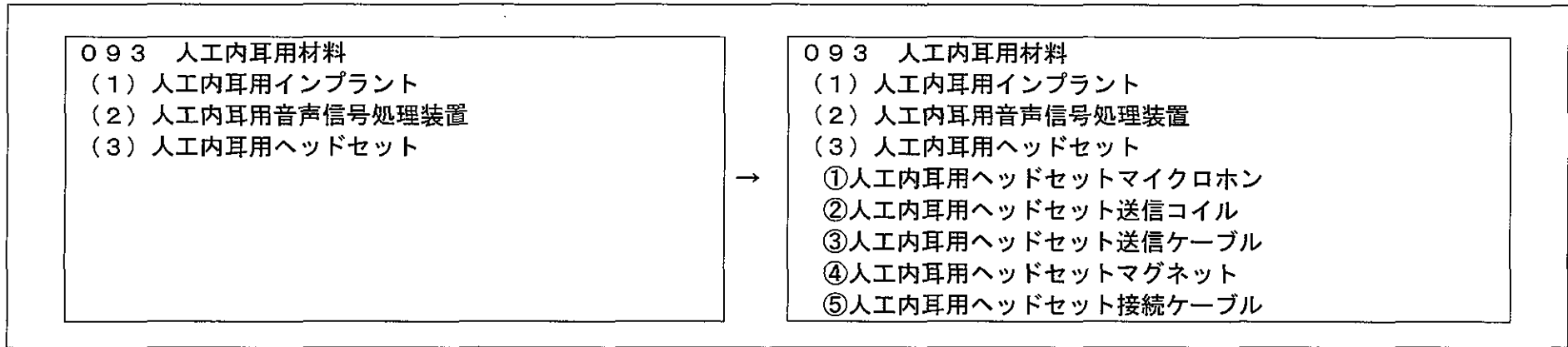
(1) ダイアライザー

- ①和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(I)
- ②和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(II)
- ③和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(III)
- ④和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(IV)
- ⑤和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>未満)(V)
- ⑥和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(I)
- ⑦和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(II)
- ⑧和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(III)
- ⑨和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(IV)
- ⑩和-ファイバ<sup>®</sup>-型及び積層型(キール型)(膜面積 1.5 m<sup>2</sup>以上)(V)
- ⑪特定積層型

3

<見直し理由>

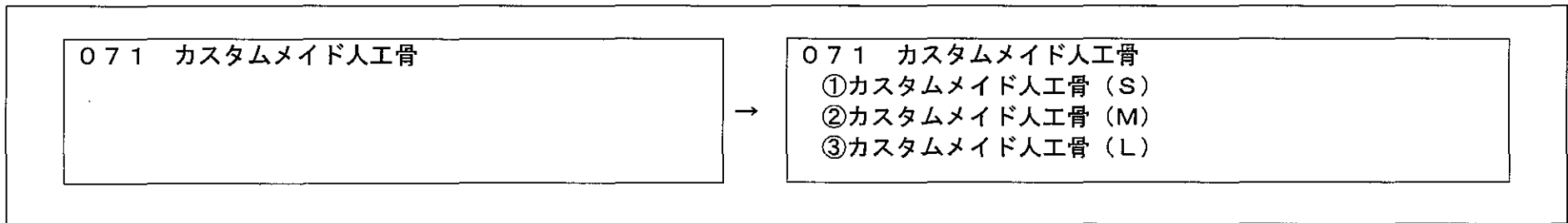
膜の性能により手根幹症候群等の長期透析合併症の発症率が異なることから、 $\beta_2$ -ミクログロブリンクリアランスの値による分類を、それぞれ2段階から5段階に拡張する。



<見直し理由>

人工内耳用ヘッドセットがまとめて一つの機能区分とされ、個々の部品が故障して交換する場合には保険償還されないという問題点があったため、個々の部品毎に機能区分を設定する。

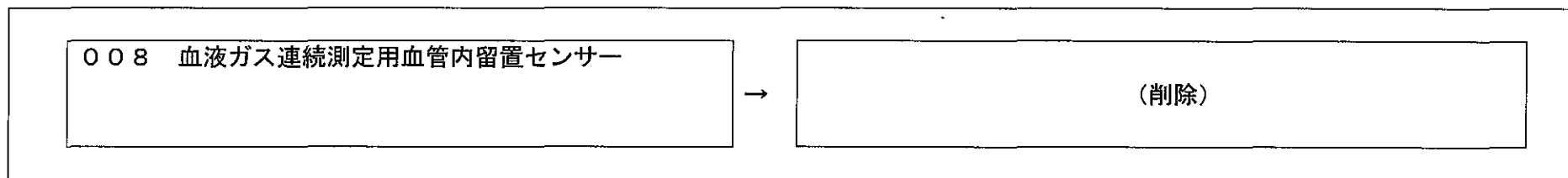
ナ



<見直し理由>

現在保険医療機関における購入価格により償還されているカスタムメイド人工骨について、その大きさにより3区分に分類し、材料価格基準を設定する。

② 機能区分の簡素化に関するもの

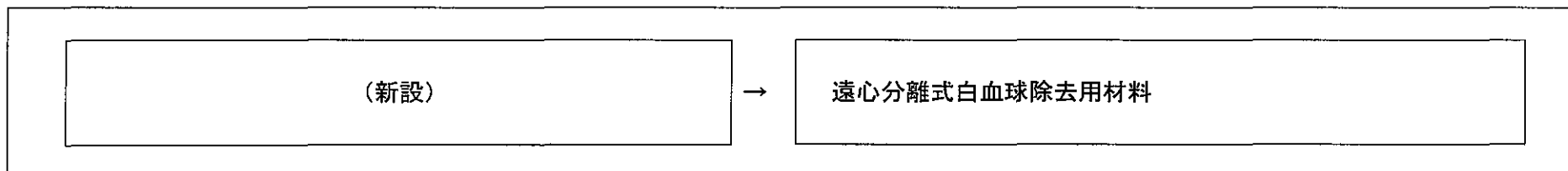


<削除理由>

機能区分に該当する医療機器がなくなったため。

③ 新規の医療材料の評価に関するもの

⑤



<新設理由>

重症・劇症又は難治性の潰瘍性大腸炎患者に対して保険適用されている遠心分離式血球成分除去療法に用いる材料について、吸着式血球除去療法用の材料との整合性の観点から、機能区分を設定する。